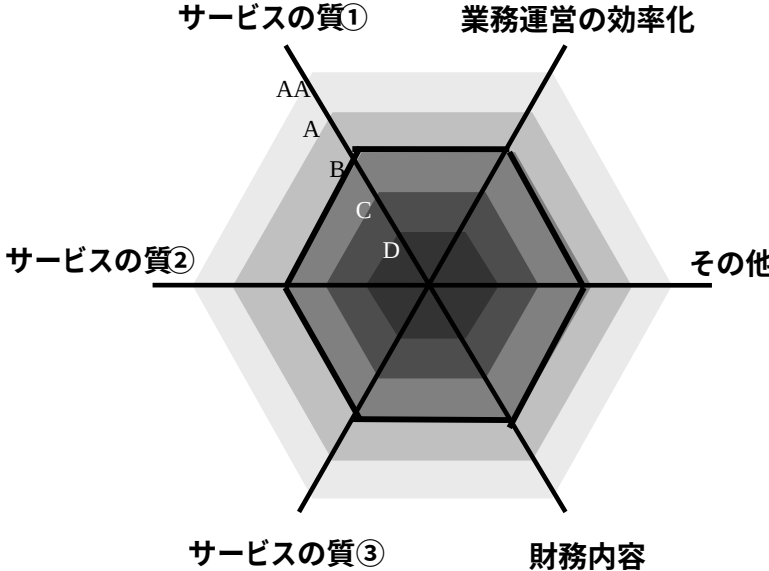


独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成19年度業務実績評価

1. 総合評価

評価結果		B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 14年度：A、15年度：B、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：B	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
業務運営の効率化 サービスの質の向上	(20%) B（3点）	3点×20%+3点×35.9%+3点×8.3%+3点×5.8% +3点×20%+3点×10%=3点	B
①情報提供 ②流通 ③人材育成	(35.9%) B（3点） (8.3%) B（3点） (5.8%) B（3点）	総合評価のポイント	
財務内容 その他	(20%) B（3点） (10%) B（3点）	○サービスの質の向上の評価ウエイトについては、各事業に係る予算及び体制（人員）の2つの観点に基づいて算出。 ○効率的な業務運営に努めるとともに、サービス提供者としてユーザビリティを上げる努力が継続されている。ただし、中小企業や大学、小中高校など、知財立国を実現するためにはまだまだ力を入れて底上げを図らねばならないところも多く、これらは民間ベースでは行い難いことも多いため、引き続き効率的運営とユーザビリティの向上に努める必要がある。 ○事業内容は年度を経るにしたがって充実してきており、かつ何れの項目を見ても取りこぼしなく堅実に達成してきていると評せる反面、質量または効率という観点からの改善は旧来の項目については限られた人的または財政的な資源の下では限界に近づいているという印象。	
サービスの質① 業務運営の効率化 サービスの質② サービスの質③ 財務内容 その他 			

（注）各事項のウエイトは法人ごとに算定。評定の点数については、AA：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点であり、ウエイト付きの点数をXとすると、AA：4.5<X≤5、A：3.5<X≤4.5、B：2.5<X≤3.5、C：1.5<X≤2.5、D：1≤X≤1.5としている。

2. 業務運営の効率化

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 14年度：A、15年度：B、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：B														
評価のポイント	○ 民間競争入札、一般競争入札等への移行等、総じて効率的な運営に努力している。 ○ 人件費、契約の適正化といった重要項目において、目覚ましい効果を上げている。														
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）														
1. 業務の効果的な実施 独立行政法人の特徴を最大限に活かし、その目標達成に適応した人材の的確な配置や柔軟な組織運営を行い、業務の効果的な実施を図る。	○ 知財に関する農水省との連携や弁理士の育成支援などの新たな研修事業の取り組み等に対応するため、利便性の高い経済産業省別館1階の公報閲覧スペースを研修スペースへ変更し、180名が参加可能な研修スペースに拡大するための検討を実施。 ○ 専門的な業務を円滑に遂行するため、特許情報の閲覧指導等経験豊富な人材を契約社員（62名うち新規43名）として採用するとともに、各種業務の事務分野を効率的に遂行するため、派遣職員（31名）を採用するなど外部人材を活用した体制を整備。 ○ 特許庁が平成19年12月に設置した「イノベーションと知財政策に関する研究会」に参画し、今後のINPIT事業（リサーチツールDB、知財プロデューサー）を検討。														
2. 業務・システムの最適化について 業務・システムの最適化を推進し、業務運営の合理化を図る。	○ 「特許庁業務・システム最適化計画」の外部設計業務に、同計画に密接に関連するINPITのIPDL関連業務及び電子出願関係業務に携わる要員をオブザーバー参画させ、情報提供業務及びインタラクティブ申請を中心とした受付業務等に関する、現行業務の整理、新業務フロー作成を実施。 ○ 閲覧用機器（IPDL専用端末）の利用状況に応じ設置台数の見直し（171台→131台）。														
3. 業務の適正化 予算、設備等の資源配分の見直しを適宜行い、業務改善、調達コストの削減の取組等を通じて業務の効率化を進めることにより、一般管理費について前年度比3%以上の削減、業務経費について前年度比4%程度の削減を行う。	○ 一般管理費及び業務経費の19年度予算については（業務移管（19年1月）及び新規追加・拡充部分を除く）、業務改善や調達コストの削減等に取り組むこととして、予算編成の過程において効率化の削減目標を反映。 <table border="1" data-bbox="869 1313 1966 1441"> <thead> <tr> <th></th><th>18年度予算</th><th>19年度予算</th><th>対前年度比</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td><td>430,776千円</td><td>411,414千円</td><td>(△4.5%)</td></tr> <tr> <td>業務経費</td><td>11,261,020千円</td><td>10,876,666千円</td><td>(△3.4%)</td></tr> </tbody> </table>				18年度予算	19年度予算	対前年度比	一般管理費	430,776千円	411,414千円	(△4.5%)	業務経費	11,261,020千円	10,876,666千円	(△3.4%)
	18年度予算	19年度予算	対前年度比												
一般管理費	430,776千円	411,414千円	(△4.5%)												
業務経費	11,261,020千円	10,876,666千円	(△3.4%)												

4. 内部統制	○ルール等情報の共有、事務処理の迅速化・効率化のための権限委任、監視（チェック）体制の構築、情報開示を推進。 ○I N P I Tの情報セキュリティポリシーを改定。
5. 官民競争入札等の活用	○独立行政法人整理合理化計画・公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、I N P I Tの民間事業者向け研修業務の一部について、民間競争入札を実施することと決定されたことを受け、競争入札に付する研修の業務範囲について検討を開始。

<契約に関する事項>

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準 平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）	
契約の適正化	○平成19年度は企画競争も含め可能な限り競争的契約への移行を行った。また、単価見直し等についても常に取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して適正、効率的な契約を行うよう努めた。 ○競争的手法の積極的導入による契約の適正化 一般競争66件、企画競争20件、随意契約35件 (平成18年度 一般競争35件、企画競争26件、随意契約57件) ○契約の妥当性を諮るための契約審査委員会の開催。(随時：11回開催) ○入札・契約の適正性等に係る監事からの報告を受け、適切な監査が実施されていることを確認した。入札・契約に係る事務は、適正に執行されている。
(参考1) 契約に係る公表の基準 の整備及び実施状況	○契約事務取扱要領を国の基準にあわせ、平成20年1月1日に改正。 ○上記要領に基づき、随意契約（少額随意契約は除く）及び競争入札の結果をホームページにおいて公表。

(参考2) 随意契約によることが できる場合を定める基準の整備 及び公表状況	○契約事務取扱要領を国の基準にあわせ、平成20年1月1日に改正。 ○上記要領をホームページにおいて公表。																																																		
(参考3) 平成19年度に締結し た契約の状況	(単位: 件、千円、%) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">平成18年度</th><th colspan="3">平成19年度</th></tr><tr><th>契約件数</th><th>契約金額</th><th>平均落札率</th><th>契約件数</th><th>契約金額</th><th>平均落札率</th></tr><tr><td>競争入札</td><td>35</td><td>136,914</td><td>69</td><td>66</td><td>1,809,171</td><td>78</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>26</td><td>377,187</td><td rowspan="4"></td><td>20</td><td>3,809,659</td><td></td></tr><tr><td>随意契約</td><td>57</td><td>10,112,234</td><td>35</td><td>4,381,299</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>118</td><td>10,626,335</td><td>121</td><td>10,000,129</td><td></td></tr><tr><td>随意契約の割合</td><td>48%</td><td>95%</td><td>29%</td><td>44%</td><td></td></tr></table>							平成18年度			平成19年度			契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率	競争入札	35	136,914	69	66	1,809,171	78	企画競争・公募	26	377,187		20	3,809,659		随意契約	57	10,112,234	35	4,381,299		合計	118	10,626,335	121	10,000,129		随意契約の割合	48%	95%	29%	44%	
	平成18年度			平成19年度																																															
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率																																													
競争入札	35	136,914	69	66	1,809,171	78																																													
企画競争・公募	26	377,187		20	3,809,659																																														
随意契約	57	10,112,234		35	4,381,299																																														
合計	118	10,626,335		121	10,000,129																																														
随意契約の割合	48%	95%		29%	44%																																														
(参考4) 随意契約によらざるを 得ない契約の内訳	○一般管理費 2 件、 4,259,731 円 ○情報普及業務費 3 件、 3,026,114,119 円 ○公報等閲覧業務費 8 件、 268,856,913 円 ○相談等業務費 1 件、 3,149,498 円 ○図書等整備業務費 8 件、 218,184,281 円 ○情報システム関連業務費 5 件、 674,962,184 円 ○流通等業務費 2 件、 40,474,497 円 ○人材育成業務費 6 件、 145,297,937 円																																																		
(参考5) 関係法人（特定関連会 社、関連会社及び関連公益法人） との契約の状況	(単位: 円、%) <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">法人名称</th><th rowspan="2">総事業収入金額</th><th colspan="3">独立行政法人の発注等による収入金額 (割合)</th></tr><tr><th>競争契約</th><th>企画競争・公募</th><th>随意契約</th></tr><tr><td>関連公益法人</td><td>(財) 日本特許情報機構</td><td>7,957,496,262</td><td>0</td><td>3,837,725,488(55.6%)</td><td>3,063,748,195 (44.4%)</td></tr></table>						区 分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額 (割合)			競争契約	企画競争・公募	随意契約	関連公益法人	(財) 日本特許情報機構	7,957,496,262	0	3,837,725,488(55.6%)	3,063,748,195 (44.4%)																														
区 分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額 (割合)																																																
			競争契約	企画競争・公募	随意契約																																														
関連公益法人	(財) 日本特許情報機構	7,957,496,262	0	3,837,725,488(55.6%)	3,063,748,195 (44.4%)																																														

<役職員の給与等に関する事項>

個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）				
役職員の給与等の水準の適正化		○在職地域及び雇用保険負担分を考慮した場合の対国家公務員指数は99.8であり、妥当と判断できる。 ○また、役職員の給与、報酬等支給総額は17年度比3.4%削減されており、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく取組が着実に進められている。				
（参考1）常勤役員の報酬等の支給状況	常勤役員の報酬等の支給状況					
	(単位:千円)					
		報酬等総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	
	法人の長	18,572	12,154	4,581	1,577(地域手当) 260(通勤手当)	
	理事 (一人当たり)	12,530	8,736	2,308	1,223(地域手当) 263(通勤手当)	
	監事 (一人当たり)	該当者なし				
（参考2）役員報酬への業績反映の仕方	（参考1）全独立行政法人平均（平成18年度）					
	法人の長	18,859				
	理事 (一人当たり)	15,957				
	監事 (一人当たり)	13,841				
	（参考2）国家公務員指定職（平成19年4月1日現在）					
	事務次官（8号俸）	23,130				

(参考3) 常勤役員の退職手当の支給状況	(単位:千円、月)				
		支給総額	法人での在職期間	業績勘案率	摘要
	理事A	2,019,000	1 年 9 月	1.0	独立行政法人評価委員会による業績の評価により業績勘案率を 1.0 とし、当館役員退職手当規程により支給

(参考4) 常勤職員の給与の支給状況	年間平均給与額 (千円)						
	区分		人員 (人)	平均年齢 (歳)	総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与
	常勤職員		70	47.5	8,603	6,253 (214)	2,350
		うち事務・技術	70	47.5	8,603	6,253 (214)	2,350
	(注) 常勤職員には在外職員等は含まない。						

(参考5) 職員と国家公務員との給与水準の比較 ①ラスパイレス指数の状況	<事務・技術職員>	
	対国家公務員 (行政職 (一))	112.4
	地域勘案	100.4
	学歴勘案	111.8
	地域・学歴勘案	101.4
	(※) 国の給与水準を 100 としたときの指数	

②国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	○職員全員が東京都（１級地）勤務者 （在職地域を考慮した対国家公務員指数 100.4） ○国と同様の給与水準の俸給表で支給していたが、非公務員化に伴い雇用保険料の支払い義務が発生。知的財産権に関する専門性を有する人材を確保するため、当該費用相当分を考慮し国に準じた給与水準で支給。（考慮分を除いた対国家公務員指数 99.8）												
（参考６）「行政改革の重要方針」（平成１７年１２月２４日閣議決定）に基づく人件費改革の進捗状況等	○人件費削減方式を採用している。 <table><tr><td></td><td>基準年度 (平成 17 年度)</td><td>平成 18 年度</td><td>平成 19 年度</td></tr><tr><td>給与、報酬等支給総額</td><td>717,909 千円 1,043,901 千円</td><td>738,157 千円 -</td><td>- 1,016,110 千円</td></tr><tr><td>人件費削減率</td><td></td><td>2.8%</td><td>△3.4%</td></tr></table> (*)「給与、報酬等支給総額」については次の考え方により算出している。 ・平成 18 年度（上段） 基準年度（平成 17 年度）及び平成 18 年度実績額については、平成 19 年 1 月 1 日の業務移管に伴う増員分（34 名）については含まれていない。 ・平成 19 年度（下段） 基準年度（平成 17 年度）は平成 19 年 1 月 1 日の業務移管に伴う増員分（34 名）に見合う平成 17 年度人件費推計額を 717,909 千円に加え記載しており、平成 19 年度実績額は当該増員分を含んだ実績額。 (*)人件費削減率は、「行政改革の重要方針」に基づき人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた補正值。		基準年度 (平成 17 年度)	平成 18 年度	平成 19 年度	給与、報酬等支給総額	717,909 千円 1,043,901 千円	738,157 千円 -	- 1,016,110 千円	人件費削減率		2.8%	△3.4%
	基準年度 (平成 17 年度)	平成 18 年度	平成 19 年度										
給与、報酬等支給総額	717,909 千円 1,043,901 千円	738,157 千円 -	- 1,016,110 千円										
人件費削減率		2.8%	△3.4%										

3-1. サービスの質の向上（情報提供）

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 14年度：A、15年度：A、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：A	
評価のポイント	○サービス提供者としてユーザビリティ向上に細かく考慮されている。 ○IPDLのレベルアップに中断なく取り組んでおり、検索回数の目標達成度は111%と大幅に目標を超えている。また、新たな取組として、特許連想検索試験システムの実用化に向けた実証試験に取り組んでいる。 ○IPDLの利便性向上や講習会等の土日開催などに努め、検索回数目標の達成に貢献。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
1. 工業所有権情報普及業務 数値目標を達成するとともに、ユーザーニーズに対応して、IPDLの機能向上を図る。		○明治以降発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類等約6,500万件^{*1}（19年度末現在）を文献番号や各種分類、キーワード等で検索できるほか、関連情報として出願・登録・審判に関する経過情報等も検索可能としている。 IPDL 検索回数 77,899,393回^{*2}（達成度111%） ○IPDL講習会を中小企業者が参加しやすい土日に開催。（全国6ヶ所、93名参加） ○リース期間満了に伴い、各種サーバー等インフラのリプレースを実施し、機器等の最適化及び効率化を図った。（1月リリース） ○公報テキスト検索において、詳細な説明等を検索の対象に追加し、公報の全文を検索することを可能とした。これにより、特許分類の知識を必要とする分類検索よりも簡便な検索が可能となった。（3月リリース） ○大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者を限定して公報に直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを実施（260機関に提供）。

* 1 JSTの科学技術文献情報データベース（JDreamII）の蓄積件数は、4,800万件

* 2 JSTの科学技術文献情報データベース（JDreamII）の検索件数は、年間約4,000万件
（JSTホームページ公表値）

	○公報固定アドレスサービスを受けた大学自らが検索機能等を用意した上での使用や機能向上が容易にできるよう、特許連想検索システムのプロトタイプ版を参加7大学に提供し性能向上のための実証試験を実施した。 ○特許庁で保有している審査経過等データを整理標準化してマージナルコストで提供するとともに、データ提供までの期間を2日間短縮（10月分から）することで、ユーザーの工業所有権情報の効率的な活用を図った。 整理標準化データ外部提供件数 15,304,073件（達成度118%） ○日本語の審査関連情報を英語で参照可能とするため、機械翻訳システムの精度向上を目的として、機械翻訳辞書に新たに約5,000語の辞書データを追加した。 （平成19年度末現在：約60,000語）
2. 工業所有権関係公報等閲覧業務 閲覧用機器（公報を検索・閲覧するためのコンピュータ端末）の性能及び操作性等を向上させる。 ユーザーの利用状況等に応じて効率的に閲覧業務を実施するため、各閲覧室の利用状況に応じて閲覧用機器の設置台数の見直しを行う。	○特許・実用新案検索の公報テキスト検索サービス（3月末リリース）において、書誌を除く公報全文を一括して検索できる全文テキスト検索機能を追加、これにより閲覧用機器においても全文テキスト検索が可能となった。 ○第一公報閲覧室及び各地方閲覧室に設置してある特許電子図書館専用端末の設置台数を利用実態を考慮し、171台から113台に削減。（再掲）
3. 審査・審判関係図書等整備業務 審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。	○特許庁の審査・審判の処理に資するため、審査・審判資料の内外国文献を購入・提供。 ・内国図書：698冊 ・内国雑誌：9,862冊、418タイトル ・外国図書：72冊 ・外国雑誌：6,398冊、482タイトル ○I N P I Tホームページに掲載した閲覧可能な図書等のリストを更新し、閲覧サービスの充実を図った。

4. 工業所有権相談等業務 原則、来館及び電話での相談については直ちに回答し、文書及びメールでの相談は1開館日以内に回答する。	○行政機関の休日に関する法律で規定する日を除く全日について窓口・電話・文書（FAX含む）及び電子メールによる相談に対応。窓口及び電話相談については即日、文書及びメール相談については、全で一開館日以内に回答。 累計 60,396件（前年度比104.6%） ○INPIITが対応した年間6万件の相談案件を、特許行政ユーザーのニーズを把握するための重要チャネルとして、特許庁の業務改善に向けた情報提供を実施。
5. 情報システムの整備 最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。	○インターネット出願ソフトOSに、Windows Vista,Mac,Linuxを追加。（9・12月リリース） ○インターネット出願普及を図るための企業訪問（14社）、説明会（9ヶ所）を実施。 ○住民基本台帳カード専用インターネット出願共同利用パソコンを第一公報閲覧室及び地方閲覧室（8箇所）に設置。 ○迅速かつ的確な特許審査に資するため、先行技術文献調査に有益な非特許文献を検索に必要なデータ（公開技法等）を作成し、特許庁の文献検索データベースへ蓄積。 また、著作権法の改正を受け、審査・審判官が拒絶理由を通知する際に引用した非特許文献（写し）をデータベース化し、これを添付して、3日以内にオンライン発送できる体制を整備。

3-2. サービスの質の向上（流通）

評価結果	B（法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 14年度：A、15年度：A、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：B	
評価のポイント	○特許流通の活動は、単なる流通の活動ではなく創造活動そのものであるが、その積極的な取組が実を結んでいる。 ○累積成約件数のうち、特許実施許諾件数が3、400件を超えていることは、特筆に値する。また、アシスタントアドバイザー制度によって自立的かつ継続的な特許流通事業の普及を促しており、評価できる。 ○特許情報活用支援アドバイザーの企業訪問回数は約10,000回に達するなど、中小企業の知財デバインドを解消する活動を積極的に展開。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
1. 自立的な特許流通市場の早期育成を目的として、特許流通の促進を支援する専門人材（特許流通アドバイザー）を地方公共団体等に派遣し、特許流通や技術移転に係る相談、仲介及び普及啓発を行う。		○特許流通を促進するため、技術移転に関する専門人材（特許流通アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体及びTLO等に派遣し、企業訪問等を実施。 ・派遣人数 106名（18年度 110名） ・企業訪問回数 22,530回（達成度141%） ・19年度成約件数 1,416件 ・成約件数累計 10,672件（19年度末） ○地域において特許流通促進活動が自立的に行われる環境を整備するため、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体が確保する、技術移転に関わる人材（特許流通アシスタントアドバイザー）に対して、特許流通アドバイザーの指導等により、人材育成や特許流通に関するノウハウの継承をするための支援を実施。 ・派遣人数 57名 ・派遣先数 46自治体

2. 開放特許情報等の提供・活用の促進 開放特許に関する情報量の増大を図り、それらをより簡便に提供するサービスや開放特許を活用するために必要な情報を提供する。また、中小・ベンチャー企業等による特許情報を活用した技術開発を支援するため、専門家の派遣等により特許電子図書館などを用いた特許情報の検索方法や活用方法の普及を図る。	○企業等が保有する開放特許の活用を促進するため、日本弁理士会や日本知的財産協会等に協力を依頼すること等により、企業、大学、公的研究機関等が保有する特許等の情報の特許流通データベースへの登録を促進。 ・特許流通データベース新規登録件数 7,398件 - 累計：52,287件（19年度末） ○地域における中小・ベンチャー企業等の特許情報の活用促進を図るため、特許情報検索の専門家（特許情報活用支援アドバイザー）を派遣要請のあった地方自治体に派遣し、企業訪問を実施。 ・派遣人数 54名 ・派遣先数 45自治体、企業訪問回数 9,615回（達成度192%） ○リサーチツールデータベースの検討開始。（再掲）
3. 知的財産権取引事業の育成支援のための環境整備 自立的な特許流通市場に必要な知的財産権取引ビジネスを振興するため、事業の認知度の拡大及び当該事業者のユーザーへの紹介を行うなどの環境を整備する。	○知的財産権取引ビジネスを振興するため、普及啓発活動数を増やすとともに登録手続の簡便化を図り、知的財産権取引業者データベースへの登録を促進。 ・知的財産権取引業者データベース登録件数 89社（79社／18年度末） ○特許流通・技術移転の専門家養成、専門家ネットワーク化などを目的として、「国際特許流通セミナー2008」を開催、来場者アンケート調査を実施し、高い評価を得た。 ・開催日：平成20年1月28日～29日（2日間） ・会場：ホテル日航東京（港区台場） ・参加者：2,650名 ○特許流通市場へ参加する人材を増加させることや特許流通・知的財産の活用による地域の活性化を図るための普及啓発事業「特許流通講座」を実施。 ・基礎編（10回、8ヶ所、各一日間）受講者数 807名 ・実務編（3回、2ヶ所、各四日間）受講者数 369名 ○知的財産権取引業者の円滑な事業のため、知的財産権取引業者や金融機関等が各種連携の申し出を募る特許ビジネス市を開催（3回）。また、地方自治体が主催する地域版特許ビジネス市の開催に協力（6回）。

4. 特許流通に関する調査 特許流通の円滑な拡大・定着のための環境を整備するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況を調査・分析する。	○特許流通を更に促進するため、内外の特許流通事業の現状及び特許流通市場の育成状況を調査・分析。 ・「西欧における技術移転市場の動向に関する調査研究」 ・「知的財産権取引事業の育成支援に関する調査研究」 ・「地域間の自立的な特許流通活動に必要な通信インフラ整備に関する調査研究」
--	---

3-3. サービスの質の向上（人材育成）

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 14年度：－、15年度：－、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）、18年度：A
評価のポイント	○民間企業（中小企業）や高校など教育機関へのサービス提供が積極的になされており、今後の継続実施による国全体の知財意識の底上げへの貢献が望まれる。 ○各研修の達成度は水準だが受講者の満足度が高い点を質的改善として評価。 ○検索エキスパート研修など新たなニーズへの対応、中小企業の知財デバインド解消に向けた活動を高く評価。
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
1. 特許庁職員に対する研修 法律・国際関係等に関する高い専門知識の重要性の増大、先端技術の急速な進展等特許行政を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。	○平成19年度研修計画（特許庁）に基づき、特許庁職員等5,571名に対し研修を実施した。審査・審判系研修等については、審査迅速化の取組に配慮し効果的かつ効率的な研修を実施。 ・研修アンケート結果による満足度「有意義だった」約98.4% （メインテーマ） ・必修研修 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、知財関連条約、審査・審判実務等 ・任意研修 管理者研修、先端技術（例：IPSC細胞）研修、大学派遣研修、外国語研修、システム開発研修、PC研修等
2. 調査業務実施者の育成研修 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を4回実施する。	○特許庁が定める方針に基づき、調査業務実施者育成研修を4回実施。 本研修の実施により、平成19年度新たに3機関が登録調査機関として登録され、全8機関となった。これにより、特許庁における審査処理促進のための先行技術文献調査外注件数増加に貢献。 （特許庁における先行技術調査外注件数 19年度：21.3万件（18年度：19.7万件） ・研修アンケート結果による満足度「有意義だった」約99.1%
3. 民間企業等の人材に対する研修 先行技術調査能力や実務的な知見を高めるための研修や中小・ベンチャー企業等における知的財産マインドの向上を支援するための研修を効果的に実施する。	○中小・ベンチャー企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、特許侵害警告模擬研修を4回開催（受講者：119名）。 ○弁理士や企業の知財部員等の能力向上のため、知財専門人材向けの審査基準討論研修を3回開催（受講者：78名）。

	○効率的な技術開発、重複研究の排除等に資するため、検索エキスパート研修を7回開催（受講者：302名）。 ○知的関連業務を担当する行政機関職員等を支援するための研修及び公益法人職員を対象とした知的財産権研修を有料化し、自己収入の拡大を実施（受講者：346名）。 ○研修生の要望を踏まえ、新たに検索エキスパート研修「意匠」の開催や、新カテゴリ「機械、化学、情報分野」等の研修内容を追加。 ・研修アンケート結果による満足度「有意義だった」約98.2%
4. 情報通信技術を活用した学習機会の提供 特許庁の有する知識・経験及びノウハウに基づいたeラーニングによる学習教材を提供する。	○今年度新たに7コンテンツを開発し、eラーニングにより28コンテンツを特許庁職員へ提供、また外部提供可能な21コンテンツを外部へ提供。 ○学習機会をより一層増大させるため、10コンテンツについて携帯型端末でも提供。
5. 大学の知的財産管理機構の整備支援 大学における知的財産戦略の策定や出願の選別等による権利の適切な保護・活用等に資するため、大学の知的財産管理部門の体制の整備の重要性を踏まえ、それらに必要な情報の提供・普及を行う。	○大学における知的財産管理体制の構築を支援するため、大学知的財産アドバイザーを21大学に派遣。（達成度105%） ○派遣先大学の現地調査、連絡会議及び事業の普及を目的とした「知的財産管理体制構築セミナー」を9回実施。 ○「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」編集会議（8回）を開催し、大学知的財産アドバイザーが活動の中で得たノウハウを多く取り入れたマニュアルを作成するとの方向性を決定。
6. 教育用教材の整備・提供及び活用の支援 知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成を図り、工業所有権に関する実践的な知識を備えた人材を育成するため、児童、生徒、学生等を対象とする教育用教材の整備、提供を行うとともに、教員等による活用を支援する。	○全国の学校教育機関等を対象とした知的財産教育用教材の整備・提供を行うため、産業財産権標準テキスト等（13種類）を必要に応じ修正・印刷し、配布希望のあった学校教育機関等約5,300箇所へ約44万冊を配布。 ○知的財産教育用教材検討委員会を設置し、新たなカテゴリの教材の必要性を含め全教材の見直しを検討。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○学校教育機関における知的財産権教育の実践を行うため、産業財産権標準テキストを利用した実験協力校事業を全国の工業高校、商業高校、農業高校及び高等専門学校、計90校で実施。○パテントコンテストを実施し、応募発明件数214件のうち、特許出願支援対象発明15件を選定。 |
|--|--|

4. 財務内容

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 14年度：B、15年度：B、16年度：B、17年度：B（17年度まで3段階評価）、18年度：B	
評価のポイント	○人件費の着実な削減や自己収入の確保等により健全な財務内容を実現。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
○経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用している。 ○平成19年度予算に基づく、効率的な運営を行うほか、工業所有権公報等閲覧業務及び審査・審判関係図書等整備業務において複写手数料を徴収し、人材育成業務において研修内容に応じた実費の徴収を行うなど、可能な限り自己収入の確保を図っている。		○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人との顧問契約を締結。 ○予算執行に係るヒアリングを適宜実施するとともに、原則、毎月開催の運営会議で予算の執行状況報告を行い、効率化の達成度等進捗管理を厳格に実施。 ○人材育成業務において好評な研修（実費徴収）を充実させ、受講料収入による自己収入の確保。（再掲） ○平成19年度から「行政機関等の職員向け研修」に関して、実費徴収による有料化を図り受講料収入を確保。
○保有資産の有効活用		○保有資産なし
○欠損金、剰余金の適正化		○欠損金なし ○剰余金については、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理し、第二期中期計画終了後に国庫に返納予定。
○リスク管理債権の適正化		○リスク管理債権なし

<貸借対照表（B／S）>

【貸借対象表を挿入】

(単位:百万円)

	18年度	19年度		18年度	19年度
流動資産	5,745	5,919	流動負債	5,755	5,925
現金預金	5,736	5,913	交付金債務	997	2,451
その他	9	6	未払金等	4,758	3,474
固定資産	15	676	固定負債	0	657
有形固定資産	8	11	見返負債	0	657
無形固定資産	7	665			
			純資産	5	12
			資本剰余金	1	1
			利益剰余金	4	11
資産計	5,760	6,595	負債・純資産計	5,760	6,595

特筆すべき事項

- 競争的調達の実施、事業の見直し等による節減、予定件数の変動等により、年度末に多額の運営費交付金債務が発生。

<損益計算書（P／L）>

【損益計算書を挿入】

特筆すべき事項

(単位:百万円)

	18年度	19年度
経常費用		
公報等閲覧業務費	660	605
図書等整備業務費	271	271
情報流通等業務費	3,112	2,808
情報普及業務費	6,529	6,324
相談等業務費	165	150
情報システム業務費	292	1,166
人材育成業務費	539	556
一般管理費	303	322
経常費用合計	11,871	12,202

	18年度	19年度
経常収益		
運営費交付金収益	11,776	12,109
複写手数料収入	22	16
研修受講料収入	77	72
その他	0	12
経常収益合計	11,875	12,209
経常利益	4	7
臨時損失	—	0
当期純利益	4	7
当期総利益	4	7

5. その他

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 14年度：－、15年度：－、16年度：－、17年度：－、18年度：A	
評価のポイント	○電話相談時間の延長は人件費増加要因であるにもかかわらずこれを継続した点を評価。ただし、これ以外については期待される範囲内の成果という印象。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成19年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）	
1. ユーザーフレンドリーな事業展開 非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入など、業務の機動性やユーザーサービスの一層の向上を目指すとともに、ユーザーニーズの業務への機敏な反映を図る。	○非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入し、ユーザーサービス向上のため、電話相談を20時まで実施するとともに、IPDL講習会を全国6ヶ所で民間事業者が参加しやすい土日に開催。（再掲） ○研修等において研修生及び講師からの要望に対応し、スクリーンやプロジェクタ等の設備を改善。 ○研修生からの要望の多い研修（意匠検索エキスパート研修等）を実施（再掲）。	
2. 特許庁との連携 特許庁との人事交流を含めた密接な連携を図り、特許庁が蓄積している情報、審査官等が持つ審査ノウハウ等、最新の制度・運用に関する知識を活用した業務の実施に努めている。	○特許庁が設置する「イノベーションと知財政策に関する研究会（知財制度を巡る様々な課題について議論を行い、我が国知財システムが目指すべき将来像の取り纏め）」に参画。（再掲） ○特許庁の施策・方針を正確に把握するため、相談部において定例的に勉強会を開催するとともに、制度改正説明会等への積極的に参加。 ○特許庁関係課室と定期的に意見交換を実施し、相談等に寄せられた特許行政ニーズを情報提供。（再掲）	

3. 広報・普及活動の強化 事業内容や施策等について広く一般への理解を図るため、各事業におけるホームページの拡充やマスメディア等を活用した積極的な広報・普及活動を行っている。	○ I N P I T の事業活動を広く普及するため、23回のイベント等に参加又は出展。 ○ 特許流通ニュースメールの配信（24回）、特許流通ニューズレターの発行（4回、6万部発行）。 ○ I N P I T ホームページの拡充 トップページアクセス累計件数 585,916件（前年度比115%）
--	--

独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

評価項目	評価概要
入札・契約の適正化（追加事項）	○ 契約に係る規程類の整備・公表状況は、基準は全て国の基準と一致し、当該法人のホームページに公表されており適切である。 ○ 契約の適正実施確保の取組に関しては、19年度から可能な限り競争的契約への移行が図られており、契約の妥当性を諮るための契約審査会の設置、原則毎月の監事監査における報告等内部審査体制は整備されている。 ○ 関連公益法人との契約の状況は、随意契約については「随意契約見直し計画」に基づき競争環境へ移行するための手続の準備期間中の案件であり、やむを得ないものと判断。 ○ 企画競争・公募において1者応札であった事業については、特許制度に関する高度な知識や高い専門性を要する事業であることから結果的に1者応札となったと考えられ、やむを得ないものと判断。引き続き、他の事業者が参加しやすい環境整備に向けた検討を進めて頂きたい。
（参考1）契約に係る規程類の整備・公表状況及び当該規程類の適切性（契約に係る公表の規程及び随意契約によることができる場合を定める規程は除く）	○ 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程として、「独立行政法人工業所有権情報・研修館会計規程」、「独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領」を策定しており、ホームページで公表している。 ○ 上記規程類は、全て国の基準と一致している。
（参考2）契約の適正実施確保のための取組状況	○ 「随意契約見直し計画」を踏まえ、可能な限り競争的契約への移行を行った。また、常に取引の実例価格、需給の状況、履行の難易度等を考慮して適正、効率的な契約を行うよう単価の見直し等に努めた。 ○ 契約の妥当性を諮るための契約審査委員会を設置し随時開催。（平成19年度：11回開催） ○ 随意契約に依らざるを得ない案件のうち少額契約の案件以外は、契約締結後速やかにホームページに公表して情報開示を行い、透明性の確保に努めた。更に一般競争入札においても入札結果を速やかに公表している。 ○ 契約の適正化等を確保するため、原則毎月運営会議・監事監査において入札・契約の状況について報告。また、随意契約については、随意契約によらざるを得ない理由等について監事へ説明。 ○ 新規事業者の入札参加を容易にするため、入札参加希望者向けに入札手続き等を分かり易く解説した一般競争入札（総合評価落札方式）ガイドブックの策定・配付等を検討。

(参考3) 関係法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人)との契約の状況	(単位:円、%)				
	区 分	法人名称	総事業収入金額	独立行政法人の発注等による収入金額(割合)	
				競争契約	企画競争・公募
	関連公益法人	(財)日本特許情報機構	7,957,496,262	0(0.0%)	3,837,725,488(48.2%)
				3,063,748,195 (38.5%)	
	○ 19 年度における随意契約は、「特許電子図書館における産業財産権情報の提供サービスに係る請負契約(2,723,477 千円)」※1「工業所有権情報提供のための整理標準化データ等の作成(294,882 千円)」※2等であり、「随意契約見直し計画」に基づき企画競争、一般競争入札を実施するための仕様書作成等の準備期間における契約。 ○ 企画競争・公募については、19 年度中に随意契約から企画競争に移行した「工業所有権情報提供のための整理標準化データ等の作成」をはじめ「公開特許公報英文抄録の作成」など、国際特許分類を始めとする特許制度や特許制度特有の専門用語、最新の技術動向に対する知見等の高い専門性を要する事業であったことから、従来から事業を実施していた当該法人の優位性が発揮され採択されたもの。 ※1「特許電子図書館における産業財産権情報の提供サービスに係る請負契約」については、19 年度に仕様書作成等準備作業に着手し、20 年度中に企画競争に移行。 ※2「工業所有権情報提供のための整理標準化データ等の作成」については、平成 19 年 7 月から企画競争により実施、20 年度中に一般競争入札(総合評価落札方式)に移行。				
(参考4) その他	○ 競争入札 66 件中、落札率が 95%以上の契約は 5 件(7.6%)。 ※ 落札率が高かった契約は、過去の契約実績をもとに予定価格を作成したところ、入札参加者が同様の考えで応札した結果、予定価格と応札価格の差が生じなかったものと思われる。 ○ 競争入札 66 件中、応札者が 1 者であった契約は 18 件(27.3%)。 ○ 企画競争 20 件中、応札者が 1 者であった契約は 11 件(55.0%)。 ※ 応札者が 1 者であった契約の多くは、「外国特許明細書と文抄録データ作成」事業や「公開特許公報英文抄録の作成」事業のように、国際特許分類を始めとする特許制度や特許制度特有の専門用語、最新の技術動向に対する知見等、高い専門性を要する事業が多く、これまで実施していた事業者のみの応札となったものと思われる。				

本追加評価を踏まえた、8 月に決定した評価の再検討結果

「業務運営の効率化」について、8 月の評価において「B」（質・量の両面において概ね中期計画を達成）と評価。本追加評価を踏まえても、総じて入札・契約の適正化に向け努力がなされていると判断し、当初の評価「B」を維持する。今後の、より一層の事務の透明性の確保、随意契約見直し計画（平成 19 年 12 月公表）の達成に向けた取組に期待する。